

平成29年度 第1回郡上市特別職報酬等審議会議事録

- 【開催日時】 平成29年10月24日（火）  
午後3時30分～午後4時40分（1時間10分）
- 【開催場所】 郡上市役所本庁舎 4階大会議室
- 【出席者】 委員：福手保成、池田喜八郎、木嶋勘逸、猪島慎介、山下優子、  
田中幸子、蒲昌範、上村ひとみ、山下久義、古田敦  
（10人）  
市側：青木副市長  
三島市長公室長、西村人事課長、人事課 桑田（書記）

---

1. 開会（人事課長）

2. 委嘱書交付

3. 副市長あいさつ

大変お忙しい中、本審議会の委員をお願いすることとなった。本審議会は、任期は2年間で議会議員、市長等特別職の報酬等を変更しようとする時に審議いただくものであり、趣旨をご理解いただいた上で審議の程よろしくお願いしたい。

4. 自己紹介

各委員及び事務局

5. 役員選出

- |      |   |
|------|---|
| 人事課長 | 審議会条例第4条の規定により、会長を選出いただきたい。会長は委員の互選によると定められており、選出に当たり、ご意見を伺いたい。 |
| 委員   | 前回の会長である福手委員にお願いしたらどうか。   |
| 委員   | （「異議なし」の声あり）  |
| 課長   | 福手委員に会長をお願いする。次に、会長の職務代理を、条例の規定により会長の指名により選任いただきたい。             |
| 会長   | 池田委員にお願いしたい。  |
| 人事課長 | 福手会長より指名がございましたので、池田委員に職務代理をお願い                                 |

する。

## 6. 会長あいさつ

推薦をいただいたので、前回に引き続き会長を引き受けさせていただく。特別職の報酬等についてどうあるべきか、委員の皆さんの闊達なご意見をお伺いしたいと思うので、よろしく願います。

なお、当審議会につきましては、前回の審議会から、市民の方の傍聴及びホームページで議事録を公開することとなっている。なお、議事録には個人の委員名は入れず委員として作成、公開するのでご承知おきいただきたい。

## 7. 諮問

諮問

(副市長が会長の前に出て、諮問書を手渡し。委員には、写しを配布。)

副市長

今回、諮問させていただいた内容は、一点目は議員及び常勤の特別職の期末手当の支給割合を0.1月分引上げること、二点目は現在行っている市長等の減額措置を、平成30年3月31日をもって廃止することについて妥当であるかご審議いただきたい。なお、議員及び常勤の特別職の給料月額については、まだまだ厳しい市の財政状況にあることから、引き上げは考えていない。

このような状況を踏まえて、委員の忌憚のない意見をお聞かせ願いたく審議をお願いします。

## 8. 審議事項

会長

郡上市特別職職員の報酬等についての説明を求める。

人事課長

(事前に送付した資料の説明)

会長

説明があったとおり、0.1月分の期末手当の引上げと、市長等の給料の減額を廃止することの2点である。最初に期末手当の引き上げについて、意見をお伺いしたい。

委員

給料月額を引き上げるつもりは無いこと、これまで人事院勧告に沿って改定してきたことから、期末手当の引上げについては妥当と考える。

委員

今まで人事院勧告に沿って改定していること、また、引き上げを見送っていることもあり、今回の引上げは妥当と考える。

委員 人事院勧告に沿っているのであれば、引き上げは妥当である。

委員 0. 1月引上げることに問題は無い。

委員 皆さんと同様に、妥当と考える。

委員 引上げは妥当である。

委員 皆さんの意見のとおり問題は無いと考える。

委員 0. 1月分の引上げは妥当と考える。

会長 各委員に意見をいただいたところ、期末手当の引き上げについて全員が妥当とするものであったので、諮問のとおり0. 1月分引き上げることについて認めることとしてよろしいか。  
次に、市長等の給料の減額措置の廃止について意見を伺いたい。

委員 減額措置は廃止することで良い。

会長 平成30年3月31日を持って市長等の減額措置の廃止は妥当とすることによろしいか。なお、先ほど副市長からもありましたが、議員及び特別職の給料月額については、引き上げは考えていないとのことを申し添える。

委員 (「異議なし」の声あり)

会長 意見の確認をさせていただく。  
議会議員及び特別職職員の期末手当の支給割合を0. 1月分引き上げること、特別職等の減額措置については平成30年3月31日を持って廃止することは妥当として答申案を作成する。

委員 <<答申書(案)を作成し委員に配布>>

会長 (答申書を朗読) この答申書の内容でよろしいか。

委員 (「異議なし」の声あり)

会長 市長に対し答申書のとおり、議会議員及び特別職職員の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げること、特別職の減額措置は平成30年3月31日を持って廃止することについては妥当として答申するのでよろしく願います。

人事課長 市長への答申については、慣例により、委員を代表して会長、職務代理のお二人に願いますことなる。

## 9. その他

会長 その他連絡事項等はあるか。

人事課長 特になし。

会長 以上を持って本日の会議を閉じる。

## 10. 閉会

(市長公室)

本日は、第1回の特別職報酬等審議会において、議員及び特別職等期末手当の引上げ等について慎重審議いただき、答申書まで作成いただき感謝申し上げます。会長と職務代理には市長への諮問を行っていただくのでよろしく願います。

この後、12月議会に本案件に係る条例改正と補正予算を上程していく予定である。

本審議会の任期は平成31年度の2年間となっているので、議員の政務活動費等の条例改正、今回のような議員及び特別職等の手当等の諮問に対する審議をお願いすることとなるので、今後ともよろしく願いたい。これにて当審議会を閉会する。